

宗像市高等学校等奨学金支給要綱の一部を改正する告示

宗像市高等学校等奨学金支給要綱（平成15年宗像市教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号中「次の各号のいずれかに該当する」を「生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けていない」に改め、同号ア及びイを削り、同号の次に次の1号を加える。

（3）生徒の属する世帯の所得金額の合計が、生活保護法による保護の基準額の100分の120を超えないこと。

第3条第1項ただし書を削り、同項第6号中「母子医療証」を「ひとり親家庭等医療証」に、「母子医療に該当する者」を「宗像市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（平成15年宗像市条例第87号）に規定する受給資格者」に改める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第3条（第6号に係る部分に限る。）の改正規定は、平成20年10月1日から適用する。